



新潟市

革新的農業実践特区

新潟市の持つ「食」と「農」のポテンシャル、
田園・大地の力を最大限に活かし、大規模農業の改革拠点へ

Niigata National Strategic Economic Growth Areas

新潟市のポテンシャル

新潟市は
全国トップクラスの大農業都市

耕地面積(田) 28,500ha / 市町村別 全国 **1**位(H25)

農業産出額 655億円 / 市町村別 全国 **3**位(H18)

米産出額 371億円 / 市町村別 全国 **1**位(H18)

認定農業者数 3,122人 / 市町村別 全国 **1**位(H25)

食料自給率 63% / 政令市中 **1**位(H17)

新潟市は
食品製造力も全国トップクラス

食料品製造出荷額 2,310億円 / 市町村別 **6**位(H24)

食料品関連事業所数 229社 / 市町村別 **10**位(H24)

日本経済再生に向けた新たな成長戦略の一つ
「国家戦略特区」

水田耕地面積全国No1、食品製造業でも全国
トップクラスの製造力を持つ新潟市が、国家戦略
特区で認められた規制緩和や税制措置をフル活
用し、大規模農業の改革拠点化を目指します。

新潟市経済部
ニューフードバレー推進課

国家戦略特区とは

国家戦略特区とは、特定の地域や分野を限定して規制緩和や税制措置などを行うことで、企業の投資や人材を呼び込み、地域の活性化を目指す政策です。

これまで新潟市は、農業と食品関連産業が一体となって成長することを目指す「新潟ニューフードバレー構想」を掲げ、市町村合併で集積した農地や食品関連産業を活かしながら、6次産業化や食品の高付加価値化の取り組みを進めてきました。

この「新潟ニューフードバレー構想」を背景に「ニューフードバレー特区」を国に提案、平成26年5月1日付で「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定されました。

新潟市が誇る高品質な農産物、全国有数の食品製造力を活かし、特区で認められる規制緩和や税制措置を活用することで、農業の国際競争力強化の拠点形成を目指します。

区域方針

内閣総理大臣が定めた区域方針に新潟市における特区の目標や政策課題が掲げられています。

【目標】

地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし**革新的な農業を実践**するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、**農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成**する。併せて、**農業分野の創業、雇用拡大**を支援する。

【政策課題】

- (1) 農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化
- (2) 6次産業化及び付加価値の高い食品開発
- (3) 新たな技術を活用した革新的農業の展開
- (4) 農産物及び食品の輸出促進
- (5) 農業ベンチャーの創業支援

革新的農業の実践に向けた企業からの提案

規制緩和の活用ではありませんが、本市が国家戦略特区に指定された呼び水効果で、革新的農業の実践に向けた様々な提案が寄せられています。

規制緩和とともにこれらの提案を活かし、目標の達成に向け、取り組んでいきます。

高付加価値・低コストな植物工場の実証

大手家電メーカーのパナソニック(株)が市内の農業者と連携し、同社が持つ開発、製造ノウハウを適用した植物工場にて機能性野菜の栽培検証に取り組みます。



人工衛星による画像分析技術を用いた営農支援ツールの活用

大手製造会社の(株)IHI及び市内のベンチャー企業のウオーターセル(株)が市内農業者と連携し、人工衛星による植生分析画像や気象計測システムの活用等による農作業の効率化、低コスト化を目指し、実証試験に取り組みます。



ゲノム解析を基軸とした農産物の高付加価値化に向けた連携

東京大学発のベンチャー企業のゲノメディア(株)及び国内最大手広告代理店の(株)電通と新潟市が連携し、ゲノム解析技術とマーケティングの融合による農産物の高付加価値化に取り組みます。



食文化を通じた地域活性化に向けた包括連携協定

大手グルメサイト運営会社の(株)ぐるなびと新潟市が連携し、新潟の農産物の普及促進や、「食」や「おもてなし」といった新潟独自の文化を活用した観光の振興など、様々な取り組みを行い、地域活性化を図ります。



新潟市における規制緩和項目（平成27年3月現在）

目標達成に向けて新潟市で実施される規制緩和の初期メニューは以下のとおりです。
なお、特定事業者は申出手続きにより適宜追加することができます。

農業生産法人の役員要件の緩和

農業生産法人の役員要件は、①役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること、②さらにその過半が農作業に従事していることとなっています。規制緩和により、②の要件が「**役員1人以上**が農作業に従事すればよい」こととなり、農業生産法人を設立しやすくなります。

特定事業者

LAWSON

（株）ローソン



（株）新潟麦酒

農業委員会との事務分担

市内6農業委員会が行っている農地の権利移動に関する事務（農地法第3条関係）のうち、企業の新規参入に関する部分を新潟市が分担します。農業委員会は農地の幹旋や、遊休農地の解消等に注力できます。



農業用施設に農家レストランが追加

農用地区域は「農地」と「農業用施設用地」に区分されます。「農業用施設用地」には、原則として農業用施設しか建設できませんが、「農家レストラン」が農業用施設に追加されました。農業者自らが農村地域で地域の農産物を材料とした料理を提供するレストランの開設が可能となります。

特定事業者



（有）フジタファーム
（西蒲区）



（株）絆コーポレーション
（東区）



（有）ワイエスアグリプラント
（西蒲区）



（有）高儀農場
（北区）

農業への信用保証制度の適用

平成27年1月21日より制度運用開始

現行制度では、企業等が農業関連事業を行う際の資金の借入れに対しては、新潟県信用保証協会の信用保証を受けることができません。規制緩和により商工業とともに行う農業関連事業であれば、新潟県信用保証協会の保証の対象となります。

償還期間

運転資金：10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内）

貸付利率

償還期間5年以内：年1.6% 償還期間5年超え：年1.8%

貸付限度額

一事業者3億5,000万円

保証料補助

融資額1,000万円以内：保証料の100%を補助
融資額1,000万円超え5,000万円以内：保証料の50%を補助

検討中の事項

- ・市独自の食品機能性表示制度の創設
- ・雇用労働相談センターの設置

上記のほか、特区の推進に必要な規制緩和については、
国との協議により追加も可能

国家戦略特区で行われる税制措置

国家戦略特区では規制緩和と併せて、税制措置が行われます。

特定事業者(規制緩和の活用又は指定金融機関からの貸付けを受けて高度な技術の研究開発、活用に関する事業を行う方)が機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除が受けられます。

さらに特定中核事業(特定事業のうち中核となるイノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に推進していくべき事業)の場合は、即時償却に加えて、研究開発用資産の税額控除等の税制措置を受けることができます。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	普通償却に加え、取得価額の50%を課税所得から控除
	建物及びその付属設備並びに構築物	// 25%を //
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	// 15%を法人税額から控除
	建物及びその付属設備並びに構築物	// 8%を //



特定中核事業の場合、上記に加えて、以下の措置が受けられます。

○機械等を取得した場合の即時償却

○研究開発税制の特例(法人税) 開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除。

○固定資産税の特例 一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。

国家戦略特区支援利子補給金

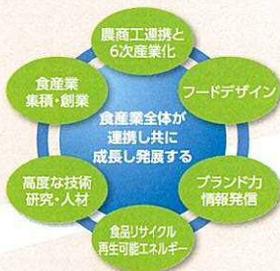
国家戦略特別区域において、特定事業(高度な技術の研究開発、活用に関する事業)を行う中小・ベンチャー企業等で、事業実施計画について国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものに対して指定金融機関が貸付けを行う場合に、国が予算の範囲内で指定金融機関に対し利子補給金を支給する制度です。

利子補給率 0.7%以内

利子補給金の支給期間 指定金融機関が事業者へ貸付した日から最長5年間分

地方創生に向けて

国家戦略特区の効果を最大限に活用し、農業の競争力を強化。さらに農業と他分野を連携させ、新たな産業を創出する「12次産業化」により、農業を核とした地方創生に取組み、田園型政令市としてさらなる発展を目指していきます。



特区効果の最大化

STEP1 6次産業化

特区指定による規制緩和などの効果を最大限活用し、新潟ニューフードバレー構想の取り組みを加速化



6次産業化+6つの視点 新潟発の地方創生を提案 地方創生のトップランナーに

STEP2 12次産業化

6次産業化と「子育て」、「福祉」、「保健・医療」、「教育」、「エネルギー・環境」、「交流」の6要素を連携させ、新たな産業を創出していく12次産業化により、地方創生のトップランナーに



多様なコメづくりと 更なる規制緩和 コメ輸出を大きく促進

STEP3 コメ輸出の先兵へ

多様なコメづくりや農産物の輸出拡大を進め、コメ輸出を大きく促進し、田園型政令市としてさらなる発展

ご提案募集中!

既存の規制緩和を活用して事業を行いたい方や、新たな規制緩和が必要となる事業を検討している方は一度、下記までご相談ください。

お問い合わせ

新潟市経済部ニューフードバレー推進課
〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話 025-226-1641 FAX 025-230-0423